

第33回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年1月8日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
- 6 出席事務局職員 4名
 - 伊藤事務局長
 - 齊藤主幹
 - 高品主査
 - 石井主査

◎開 会

平成31年1月8日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。また、本年もよろしくお願ひいたします。

まず初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。会長、よろしくお願ひします。

○議長（地引正和君） 皆さん方には初めて会いますので、改めておめでとうござひます。本年もよろしくどうぞお願ひいたします。ことしの三が日は非常に好天候に恵まれまして、すばらしい一年になるのではないかなと思ひております。我々もあと任期は今月含めまして3カ月でござひますけれども、あと3カ月、皆さんとともに一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、よろしくどうぞお願ひいたします。ご苦労さまです。

○事務局長（伊藤恵一君） どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思ひます。総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第33回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中13名出席でござひますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露崎委員、9番、渡邊委員。

次に、6番、注連野委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番、若林豊委員、11番、山口武夫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページから4ページをごらんください。本件は、平成30年12月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、飯富在住の個人が同一世帯内の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり、一緒に耕作をしている三女へ農地の持ち分を贈与し、農地の権利を一つにまとめたいとのこと。譲り受け人は、父から持ち分2分の1を相続しており、譲り渡し人である母とは以前から一緒に耕作をしていることから、贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページから6ページの位置図をごらんください。対象農地は、飯富の農地で田畑が22筆あります。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、おおむね耕作する機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で280日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が139アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。12月の31日に、申請人と現地を確認したけれども、現地はきれいに耕されており、また先ほど事務局が言われたように農家要件も満たされておりますので、別に何ら問題はないのではないかなと思いますので、ご審議のほどひとつよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成30年12月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、川原井在住の個人が木更津市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、相続で農地を取得しましたが、非農家のため、以前から農地の耕作を依頼していることから、売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、10年以上前から耕作を依頼されており、譲り渡し人の要望により売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料8ページの位置図及び9ページの現地写真をごらんください。場所は、川原井字下長割です。現地を確認したところ、現地は畑で作物は植えられていませんでしたが、耕うんされておりました。

総会資料10ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに大根収穫機、大根洗浄機、大根選別機、農用車を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で500日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が161アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと川原井地区で耕作をしているため、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。ことしもよろしくお願いたします。今事務局、高品さんが全てお話をいただきましたけれども、12月23日の日、本人が見えまして、現地を見てくださいということで、この写真の山際に3反歩私が畑今つくっているのですけれども、そこだからよというようなことで見えました。先ほどお話があったのですけれども、大根やっついて、収穫してうなってありました。この状態です。きょうもちょっと来る途中見てきたのだけれども、まだこの状態、間もなくなるのではないかなと思います。

それで、農家要件のことですが、その書類を見てわかるように、トラクターが7台、それから農用トラック、大根を運ぶトラックが7台、大根のハーベスターということですね、収穫機が1台、先進の農業を営んでいます。それから、そのほかにハンドトラクターというか、耕運機ですね、あれの3馬力から5馬力なのが10台あるのではないかな、その辺が貴重な性格だから、整然と作業小屋の中に

並んでいました。それで、経営的には、ここには名前がありませんが、長男と次男と一緒に農業をやっています、極端な話みんな世帯持っていますから、本人と長男と次男が世帯を持っているので、3世帯で農地を借りて大根を主につくっております。

以上です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内で不動産業を営む個人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、共同住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。共同住宅用地としての申請面積は、登記面積1,021平方メートルのうち797.99平方メートルとなっております。

なお、本件については平成30年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約460メートル、奈良輪小学校の西側約580メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料12ページのとおりであり、鉄骨造3階建て、9世帯分の共同住宅1棟を整備する計画となっております。

造成計画については、山砂で60センチから70センチ盛り土した上で整地する計画となっております。
排水関連については、総会資料13ページのとおりであり、汚水雑排水については合併浄化槽にて処理し、申請地西側の水路に排水します。また、雨水については、宅地内に雨水ますを設置し、流量を抑制の後、汚水雑排水とともに申請地西側の水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料14ページから15ページに建物の平面図を、16ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。先日私、それと地引会長、それに現場の代理人の〇〇〇〇〇の〇〇〇さんと3人で現地を確認いたしました。以前にも一回出されたところなのですけれども、会社名で出したのだけれども、ちょっとまずかったということになって、個人名でまたお願いしたいということで、会長と2人で見に行きました。事務局の説明のとおり、今の道の高さまで盛り土をして、排水も問題なく西側の水路に流すということ、また道路のセットバック等もやるということなので、何の問題もないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それと、次の2番にもあるのですけれども、共同住宅用地と建て売り分譲住宅用地ということでもって分割をするということなので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行しました私のほうからの補足説明はございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内で不動産業を営む個人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、戸建て住宅1棟を建築し、建て売り分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、申請地については、先ほどの議案第2の整理番号1の共同住宅用地の残地部分に当たり、登記面積1,021平方メートルのうち224.25平方メートルでございます。本件については、平成30年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約460メートル、奈良輪小学校の西側約580メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料18ページのとおりであり、鉄骨造2階建て1棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

造成計画については、山砂で60センチから70センチ盛り土した上で整地することとなっております。

排水関連については、総会資料19ページのとおりであり、汚水雑排水については合併浄化槽にて処理し、申請地西側の水路に排水します。また、雨水については、宅地内に雨水ますを設置し、流量を抑制の後、汚水雑排水とともに申請地西側の水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料20ページ及び21ページに建物の平面図を、22ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

先ほど小泉委員から説明がありましたけれども、何か補足ありますか。

○13番（小泉勝彦君） 特にありません。

○議長（地引正和君） 私も同行しましたけれども、特に補足の説明はありません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたしますが、議案第2号の3ないし議案第2号の4については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号3及び整理番号4についてご説明いたします。

議案6ページ及び7ページをごらんください。本件は、市外で建設業を営む個人が市内在住の所有者1名から農地3筆を売買により取得し、また市内在住の所有者2名から農地1筆を賃貸借し、合計農地4筆について駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の南西側約1.5キロメートル、袖ヶ浦市役所からは南西側約1.1キロメートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

申請の内容ですが、譲り受け人は従前上泉において土地を賃貸借契約により借り受け、駐車場用地として利用してきましたが、契約期間の満了に伴い土地を返還することとなったことから、荷さばき場である北袖の岸壁に近い申請地について、新たに駐車場用地として整備したいというものです。

土地利用計画については、総会資料24ページのとおりでございます。大型車両5台分及び従業員駐車場5台分の合計10台分の駐車場整備の計画となっております。

造成計画については、畑地のため、整地のみを行い、砕石を敷きならすこととなっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

12月25日10時から申請人と奥さんと2人と立ち会いまして、話を聞きました。この場所は、小櫃川の土手の内側ということで、よくこれだけ畑あったなというほどのところでした。今事務局から説明があったとおりに、その上にダンプを入れるということで、駐車場用地ということでございますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があれば。

○13番（小泉勝彦君） 特にございません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3ないし議案第2号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3ないし議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号5についてご説明いたします。

議案7ページをごらんください。本件は、市外の法人が市外在住の所有者から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、平成30年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料26ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北東側約470メートル、平川行政センターからは東側約420メートルに位置し、農用地区域内にある農地以外の農地であって市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、鉄道駅の周囲おおむね500メートル以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料27ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネル

を全体で288枚設置する計画です。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料28ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。12月27日9時半から私と若林委員、そして地権者、譲り受け人、代理人と業者と合計6名で現地を確認いたしました。現地は、写真のとおりもう既にかなり前に柵渠で土盛りの状態でありました。私の記憶だと、もう20年以上前からそういう状態であったように記憶をしております。写真のとおり、短い草が生えている状態になっていますけれども、本人いわく高齢のために住宅のすぐ脇で草刈り等の管理に非常に骨が折れるような状況になっているということで、この事業を検討したようでございます。隣がもう既に住宅ですので、特に問題はないと私は考えております。住宅との間にはフェンスを設置するというようなことで、住宅のほうに対しても特に問題はないと。

現地の調査結果は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した8番、若林豊委員から補足説明があればお願いしたいと思います。

○8番（若林 豊君） ありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号6についてご説明いたします。

議案7ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料29ページ的位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約3.5キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは南東側約2.7キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料30ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で252枚設置する計画です。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料31ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。この件は、12月27日午後3時から切替委員とともにこの林の〇〇〇さんの土地ですね、そこへ現地確認伺いました。〇〇〇〇〇〇の代表者、〇〇〇さんとなっております。担当してくれたのは〇〇〇さんという方で、切替委員と私と〇〇〇さんで、とりあえず〇〇〇さんから話を伺いながら、〇〇〇さんが前回お世話になって、この29ページの図面にも太枠がある、その上に点々で四角がある、これは前回承認いただいて、現在も太陽光発電をしております。その地主さんである〇〇〇さん、何か体調が非常に悪いということで、農業は無理だということで、次の写真がありますが、大変荒れて、イノシシがすごくて、農業をやってもイノシシにみんな食べられてしまうのではないかという、重機で掘ったような大きな穴が畑じゅうありました。それで、前回同様にこの図面、レイアウトがありますけれども、何分やって近隣に迷惑をかけないようにということで、隣にもまだあって、周りじゅうが太陽光のパネルがいっぱいこの地区はあります。太陽光発電やって問題ないのではないかなと、前回同様皆さんにご説明申し上げまして、ご審議をよろしくお願いたします。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から

何かあれば。

○3番（切替三夫君） ありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成30年度第10次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成30年度第10次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の平成30年度第10次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この平成30年度第10次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の5ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が3件で、そのうち通常の利用権設定が3件、農地中間管理事業による利用権設定がゼロ件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける面積は、合計で57.57アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから4ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の8ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転については1

件で、合計面積は9.81アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、6ページから7ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号について報告いたします。

議案8ページから13ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年11月1日から11月30日までで24件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第33回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時45分 閉会